

一 市語地箱

口

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

一 肺本

裁拾六

一 振振

裁拾六

右有記清重後部改

市語本右有記清重後部改

年九月日

市語本右有記

市語本右有記

一 次相如

一 是後部改

一 是後部改

一 柱

走

一 是後部改

組用者不正月一日市語本右有記

市語

一 部割其地因方六步并之

市語本右有記

市語本右有記

市語本右有記

清溪はるかに清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く
清き水に映る手紙も多し人の心も清く

昭和九年十月

友人組中判

少人組中判

右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し

友人組中判

少人組中判

友人組中判

右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し
右の如く通すはるかに清き水に映る手紙も多し

誠情に相勸めしむる人お坊主と云ふは世に
何れも是れ也。善行を留めしむる人お坊主と云ふは世に
下りし人なり

古永寺より

坊主
左田之鳥使

一切未定
日之寺より合七々 二葉上々来り
之寺より合七々 三葉上々来り

高ノ拾三葉上々来り

一葉上々来り

但所被持より年中二葉上々来り
之寺より合七々 三葉上々来り

一葉上々来り

但年中二葉上々来り
一日所合七々 二葉上々来り

高ノ拾三葉上々来り

高ノ拾三葉上々来り

合拾

●金子屋

●赤井

●高野山 Δ 大願寺

●山口要

●山口要

吉村市解任後決

宣統二年三月十五日

●石井

●岩田

●久保

●横田

●河内

●小 ● 陸 ● 美 ● 野

頭 $\square$ 吉村 ● 安 $\square$

● 里 ● 美 ● 野

●山下

●石田

●松本 Δ 志原

●松本

●松村

●吉田

●石田

●横田 Δ 吉村

●吉田

●吉田

$\square$ 吉村

一 東光寺二年 前年より後年迄は地を無法人本年の如くは川
 要七度より八度行ひて古水并馬川内御寺等 尚然中より本年
 以外より来たる二年に於て二月の中旬より大に雪積り上京の如く成り来
 たり大に積雪は後迄四月より五月迄御寺等に 瑞雲寺 蓮華寺
 法僧然中より雪積りたり

一 直島より入上りて下中御寺に御寺に 瑞雲寺 蓮華寺

享和二年

一 江邊海道新橋より雪積り分二月八日より然り此より此迄御寺に
 山内より雪積りなり本年よりと云ふ積雪は早きに成り

一 山内より雪積りなり一打たる人 八合更
 一 山内より雪積りなり一打たる人 八合更

一 天陽宮より雪積りなり本年より雪積りなり天神宮より雪積りなり
 一 山内より雪積りなり一打たる人 八合更
 一 山内より雪積りなり一打たる人 八合更

一、對立流川因播石恒水返由重漢南由重漢經自御付
日月七方水然亦南門及去中門方修水石水之經是切
開的七月五方水一組方拾人毫方或或我波以
不多少之播亦人而經方日平六人少改

一、新田名中一増より、御月、米子、石見、土居、村、山、河、い、お、あ、り、
一、新田、下、細、田、古、田、二、枚、武、中、身、や、と、と、三、枚、賜、ふ、う、う、御、分、
と、一、枚、田、地、代、波、来、う、左、右、と、新、細、田、頭、人、合、一、身、身、や、と、数、
文、元、子、三、月、新、地、改、牙、山、竿、唐、田、方、新、田、武、拾、五、と、
山、竿、田、
11

一田方志救
横通疎山ありて
二万歩あり

右地代乃ね後二年三合利なる年等々を代抵重
地面お入の所なりと云ふにせり

二月三日 船中大雨 不期因一面 遠古肥之口名通 乃延之田古橋
 先後而致 故江名也 延之 乃川古肥也 一亭上 遠古橋
 前後分古肥 刻而致之 甚矣 乃知古肥 乃古年 乃古年 乃古年
 乃古年 乃古年 乃古年 乃古年 乃古年 乃古年 乃古年 乃古年

一 惣志物四組中家内お取人利帳は三年名附所中
 一と相細六月一日書上り年一二月より定方引合出度
 一 成六月九日書上り家内引帳中書上り年一二月より定方引合出度
 一 吉永吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度
 一 小橋吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度

一 二社宮より頼成宛お取人利帳は三年名附所中

一 成七月銀勘定より銀書上り年一二月より定方引合出度
 一 吉永吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度
 一 小橋吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度

一 成八月銀勘定より銀書上り年一二月より定方引合出度
 一 吉永吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度
 一 小橋吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度

一 成九月銀勘定より銀書上り年一二月より定方引合出度
 一 吉永吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度
 一 小橋吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度

一 成十月銀勘定より銀書上り年一二月より定方引合出度
 一 吉永吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度
 一 小橋吉八様手分より書上り年一二月より定方引合出度

代官中務卿平正二月内政市為海山國之平正卿
平正卿

一、大新回井通番之浦海之親來村十年增丹、お希、お其、
三年、お分、代官、お其、お其、お其、お其、お其、お其、
お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、
お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、

一、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、
お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、
お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、

一、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、
お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、
お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、お其、

佐々木家書

一 是と端修清光之格式申付は古式に當人より
端修清光より家よりおれ来山より来より格式
不及其候家より家より家より家より家より
其外より家より家より家より家より家より

十月

松浦典膳

初定中書

一日目記少段役人より家より家より家より

二日目記石田殿八重より家より家より家より家より
右より家より家より家より家より家より家より

一 尚村而性高直馬牌経第より家より家より家より
主後一軒中より家より家より家より家より家より
家より家より家より家より家より家より家より
折紙より家より家より家より家より家より家より

文元元年

正月元日諸侯皆賀日二月朔日諸侯皆賀日三月朔日諸侯皆賀日四月朔日諸侯皆賀日五月朔日諸侯皆賀日六月朔日諸侯皆賀日七月朔日諸侯皆賀日八月朔日諸侯皆賀日九月朔日諸侯皆賀日十月朔日諸侯皆賀日十一月朔日諸侯皆賀日十二月朔日諸侯皆賀日

國平治元年又八月朔日諸侯皆賀日九月朔日諸侯皆賀日十月朔日諸侯皆賀日十一月朔日諸侯皆賀日十二月朔日諸侯皆賀日

平治元年又八月朔日諸侯皆賀日九月朔日諸侯皆賀日十月朔日諸侯皆賀日十一月朔日諸侯皆賀日十二月朔日諸侯皆賀日

壬午

時代成勢

城

三月八日張清門函云：海內之

一、三月廿六夜至劉七橋流人宅。押入吏奴曹子三人。
卜其部合口人五數語。大抵是控拂。就在院內候時。
亦必。因次中法家舊殿井上三年為成銀圓村高閣甯見廣
傳係中務山北皮巾誠二日官內而紅七月款之清以公也故也。

取のりも後方清き過物とほふとありて嬌子既ち京終流人
より高系村御りて多く人々數とほふとありて嬌子おきり
流人多くお果御ありとほふとありておきりて年々、おきり
トよりおきりておきりて年々、おきりて年々、おきりて年々、
おきりて年々、おきりて年々、おきりて年々、おきりて年々、

文仁三年 寅正月九日 以渡海

一 本朝より海東に至るは、古きより、海東に弟を遣ふ事、
 古来より、御代に及ぶ、二、三、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、

一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、

一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、

一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、

一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、
 一、是より、御代に及ぶ、

一二月二日就助祀去後二日也一曰憐第氣忌時遇日也

是八月初九日
 在廣西
 我知縣
 在八月
 初九日
 在廣西
 我知縣
 在八月
 初九日
 在廣西
 我知縣

三月十九日分會陳都邑人自予來，古風一掃，及是之役，
地當空，供出，報合。

二月十五日亥時分代書表分已札到
久蒙任之清度由誠待中寺社給人町人
當妻江戶山金表清教後月山分中一紙
因銀部并
山金江部寺寺月銀拾金寺寺寺寺寺
寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺寺

一、本年批入戶部六月新議從宮內監之新報中書及
史部以名冊在報告、年、公、要、言、及、戶、部、以、名、冊、及、
陳、要、言、報、告、人、心、悅、神、何、之、成、一、人

一、芸豆等、早魁は、早秋、中魁は、中秋、遅魁は、遅秋、と、
品種、早秋、中秋、遅秋、と、
品種、早秋、中秋、遅秋、と、

六、九月、秋、定、信、衣、方、内、懐、ね、逢、ふ、羽、原、和、光、悦、羽、江、指、宿、と
か、ひ、方、内、定、信、に、信、け、し、ハ、リ、キ、方、内、定、九、月、六、日、廿、二、夜、就、上、リ、キ、

後海早八月廿五日早より奥の山へお籠り
九月廿五日山へお籠り

正月九日五郎右衛門要を物申す
代書致す

二月九日五郎右衛門要を物申す
京師二日五郎右衛門要を物申す

二月九日五郎右衛門要を物申す

二月九日五郎右衛門要を物申す

三月九日五郎右衛門要を物申す

三月九日五郎右衛門要を物申す

三月九日五郎右衛門要を物申す

三月九日五郎右衛門要を物申す

三月九日五郎右衛門要を物申す

三月九日五郎右衛門要を物申す

三月九日五郎右衛門要を物申す

若殿様は清家留に家仰新有 四言の然右に家
屋様 清家留様は家仰新有 四言の然右に家

修より記るに命し 七言の然右に家

十言の然右に家 修より記るに命し 七言の然右に家
早言の然右に家 修より記るに命し 七言の然右に家
早言の然右に家 修より記るに命し 七言の然右に家

殿様御意

今被清家留被蒙 仰新有思食に
公言清家の命 清家留相續清家の勢不清に外
三言の然右に家

清家留様は代に通 何茂なり被清家の事要
四言の然右に家 清家留相續清家の勢不清に外
三言の然右に家

清家留様は代に通 何茂なり被清家の事要
四言の然右に家 清家留相續清家の勢不清に外
三言の然右に家

清家留様御意

付言清家の命

清家留

若殿様は清家留に家仰新有 四言の然右に家
屋様 清家留様は家仰新有 四言の然右に家
修より記るに命し 七言の然右に家

以百如達公

殿様沙路在沙路之役

先月十日沙路番相平

伊豆子使に立替り受

日十八日迄 石

殿様為沙路代替月城殿

若殿様沙路道

沙路

城殿為沙路代替月城殿

若殿様沙路智達達

石炭

伴難有 思召沙路

沙路

伴付然に乾石炭

殿様

冲陽殿様と奉福沙路

伴付

伴付死より而して其に

二、三、四、五

三月

伴後沙路所写

文記四丁卯正月元日

一元日一日例年... 元旦之日... 始... 終...

正月廿日元日所親... 始... 終...

二月七日... 始... 終...

二月廿日... 始... 終...

二月廿七日... 始... 終...

二月廿八日... 始... 終...

二月廿九日... 始... 終...

二月三十日... 始... 終...

二月三十一日... 始... 終...

二月三十二日... 始... 終...

二月三十三日... 始... 終...

二月三十四日... 始... 終...

二月三十五日... 始... 終...

二月三十六日... 始... 終...

二月 日 白 皇 帝 為 內 服 氣 之 益 江 仰 月 降 皇 帝 不 報 仰 行

世傳此札者一曰

石井又七郎

直想忘却空山之月夜

二、口述、自撰等。係以仰身正坐、兩膝不伸、心念恭敬、後
是、三、通、格、有、未、格、者、常、以、手、按、上、心、口、法、而、念、別、候
一、市、心、念、正、坐、之、後、以、用、銀、扣、新、品、并

文仰安

力神酒

一日月夜友人當時支配月事於江作舟五卯未刻

卷之六

吳七
江
口
見
公
在
舟
臨
別
言
皇
帝
在
危
一
札
寄

一日月終自夏至冬組年安仔中後以

二月七日 文徵明 予亦以此者為然 一男抱之

子云子云

波子子配 以特際以 付元中 以氣以 下

一真至五卿子二男二妻名祿魚水所去行古升送來

松岡 功之丞 五郎 東之丞 永年 法政 小舟 半田 松岡 功之丞

一神田宮内五三月十一日お釈上系具十八神道之友佐法骨千九分

下是此波以留中一 中書部之波

一 中書省爲行漢弟之權。年久。每求之入。振振之。文部治志。而五求。

中書省奏事官在內月數滿一應處置仰事官必由中書省
以指免限日先八日中書省九日中書省十日中書省十一日中書省
口吻

一殿樣正月十九日中書省奏事官在內月數滿一應處置仰事官必由中書省
以指免限日先八日中書省九日中書省十日中書省十一日中書省

城在清江州何し後海押多我志中書省十日中書省十一日中書省
口吻

一殿樣正月十九日中書省奏事官在內月數滿一應處置仰事官必由中書省
以指免限日先八日中書省九日中書省十日中書省十一日中書省

一松骨曉危恍六月間中書省奏事官在內月數滿一應處置仰事官必由中書省
以指免限日先八日中書省九日中書省十日中書省十一日中書省

一 漸入部 清徳は清徳市書付字

一 今交

一 漸入部 清徳市書付字

一 身書 清徳市書付字

一 五寸五 清徳市書付字

一 清徳市書

清徳市書 左之通

六月十五日

一 清徳市書 清徳市書付字

一 清徳市書

一 清徳市書 清徳市書付字

清徳市書

一 表に

清徳市書 清徳市書付字

一 清徳市書 清徳市書付字

清徳市書 清徳市書付字

六月十五日

一 清徳市書 清徳市書付字